

## ④介護予防訪問リハビリテーション費

サービス内容	単位数	
予防訪問リハ1（基本部分）	原則1回20分で最大週6回まで (退院日から3月以内は最大週12回まで)	298単位/回
予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	7年以上勤続の職員を配置している	6単位/回
予防訪問リハ短期集中リハ加算	退院日または新規認定有効期間開始日から3月以内	200単位/日
予防訪問リハ口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度	50単位/月
予防訪問リハ退院時共同指導加算	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600単位/回
予防訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50単位/回
予防訪問リハ12月超減算	利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合 ※ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算は行われない。	-30単位/回

※利用にあたっては、必ず3月に1回当院担当医の受診が必要です

## ②訪問リハビリテーション費

サービス内容	単位数	
訪問リハビリ1	原則1回20分で最大週6回まで (退院日から3月以内は最大週12回まで)	308単位/回
訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	7年以上勤続の職員を配置している	6単位/回
訪問リハ短期集中リハ加算	退院日または新規認定有効期間開始日から3月以内	200単位/日
リハビリテーションマネジメント加算1（イ）	リハビリ会議を開催して構成員と情報を共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容説明、同意を得るとともに医師へ報告する	180単位/月
リハビリテーションマネジメント加算2（ロ）	(イ)に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省へ提出する	213単位/月
リハビリテーションマネジメント加算3	リハビリ計画書の内容を事業所医師が利用者又は家族に説明し、同意を得た場合	(イ)・(ロ) +270単位/月
訪問リハ認知症短期集中リハ加算	退院日または訪問開始日から3月以内 ※1週に2日を限度	240単位/日
訪問リハ口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度	50単位/回
訪問リハ退院時共同指導加算	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600単位/回
訪問リハ移行支援加算	終了後の情報を介護支援専門員から情報提供を受けることや社会参加等を支援した利用者の占める割合が5%を超える等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	17単位/日
訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50単位/回

※利用にあたっては、必ず3月に1回当院担当医の受診が必要です